
朝来市議会政治倫理審査会

令和6年9月2日（月曜日）

日 時 令和6年9月2日（月）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 日程協議
- 4 審査事項
(1) 令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	渕 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君
議会事務局主幹 ————— 北 垣 敏 彦君

午後9時00分開会

○委員長（藤原 正伸君） おはようございます。これから、第13回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程につきましては、本日1日限りにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

それでは、ただいまから、令和6年5月1日付審査付託につきまして、審査を行います。

報告書に向けて整理をしていく経過にあるわけですが、前回の会議で横尾委員のほうから

渕本委員の御意見についての質問が出ておりまして、渕本委員のほうから質問内容を精査の上、御返答いただくというお答えでしたので、まず、渕本委員、御意見がございましたらお願いをいたします。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 質問をいただきましたので、それに対して私の見解を述べたいと思います。

まず最初に、28号案件に関する件でありますけれども、これについては、第2回政倫審で藤原委員長から12月25日の議事録から、申立ての事由の確認をしたいと言われました。この後、加藤議員のほうから議事録7ページ一番下3行のところを示されて、ここが吉田議員の問題の発言の部分だと指摘をされました。これに対して、藤原委員長は、加藤議員の指摘された7ページの部分を復唱され、この部分がキーになるとの指摘であると発言をされております。それらを聞いて、私も加藤議員、藤原委員長が言われた部分がキーになると思ったわけでございます。

私は、弁護士等の専門家から、名誉毀損の裁判は極めて難しく、細かく限定的に事実認定が行われると教えられてきました。したがって、別の部分で該当議員の名前が出ていたとしても、キーとなる部分に明確に含まれていなければ裁判で認定される可能性は低いということから、その認識から発言したものであります。

次に、丸投げ議員発言に関する件でありますけれども、条例改正に関する件において、吉田議員は長い発言をしておりますが、キーとなる部分においては、議事録11ページの13行目から17行目になると思いますが、この部分において当該、指摘されておる松井議員の名前は特定されておられません。裁判では、弁護士または検察官が一々、被告または原告はこう言いましたよねと確認をされております。私は何回も裁判を傍聴してきましたが、事実認定は、そのように極めて限定的かつ慎重に行われております。その観点から見ており、私の考えは変わらないと発言したわけでございます。

次に、倫理条例解説で過去に李下に冠を正さずと発言したのは事実であります。しかし、審査する案件が違うので比較の対象にはならないと考えます。案件が違えば審査する内容が違うので、それに対応する意見となるのは当然であります。

次に、第30号のよふどの恵に対する認識の件であります。吉田議員は、事実誤認をしていたと思われ、故意にねじ曲げ、落とし込めようとしたことでないことは、その後すぐに謝罪に行っていることからもうかがえます。しかし、事実誤認に基づく発言とはいえ、本会議中での発言なので看過することはできないという考え方に基づく意見であります。したがって、地方自治法134条の2懲罰に関して、及び135条の懲罰の規定に基づき戒告が妥当と考えました。また、朝来市議会会議規則155条においても、戒告を行う手法が記載されていることから、戒告を行うことができると解釈することができます。

以上が私の意見でありますので、このように申し上げさせていただきます。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。明快に述べていただきましたが、さらに御意見ございますか。よろしいですか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 134 条、155 条、これは会議規則ですか。

○委員長（藤原 正伸君） 134 条の 2 と 135 条につきましては自治法です。それから 155 条については会議規則です。

○委員（横尾 正信君） ちょっとそこを紹介していただけますか、内容を。

○委員長（藤原 正伸君） 暫時休憩します。

午前 9 時 07 分休憩

午前 9 時 11 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） よふどの恵の件で根拠となるほう、ないしは会議規則を提示いただいたんですが、これまでの成り行きから考えまして、基本的に 134 条、155 条いずれも議場での行為に対するものであり、かつ議場での行為ですので懲罰を当てはめる場合は会期の限定がございます。会期を超えて適用されないということがございますので、過去の既に終わった会期に関する発言について懲罰条項を適応することは、これはできないということが基本的な解釈であろうと思います。したがって、成り行きからしましたら、松井議員が本来議運に抗議されました。しかし、彼、議運にこの懲罰規定で要請されようとされましたが、結局議運でそれはかなわないということで、次善の策として政治倫理条例における措置を求められたと、こういうことでございまして、それに基づいてこの政倫審が開かれておると、こういうことでございますので、これはそういうふうに理解するしかないんじゃないでしょうか。したがって、渕本議員がおっしゃる一定の問題のある発言である。十分言わば懲罰行為に、懲罰に値する行為であるということは認められておりますが、その行為を私たちは会議規則あるいは議長の下に、特に会議規則に基づいては懲罰できないという現実がございますので、今この政倫審で政治倫理条例違反ではないか。それに基づく措置を求めることについて議論している、こういうことですので、そこはそういうふうに御理解してもう一度お考えいただきたいと思います。

それから、28 号の下 3 行云々の問題ですが、これは今お聞きした限りで前回と同じ発言ですし、それに対する私はもう批判しておりますので回答にはあまりなっていないのではないかと。キーになる発言というのは、そういうことをおっしゃったかもしれませんが、それはそれだけのことであって、それ以上の意味でも意味はないと、ここに限って議論しなきゃいけないということは全くないわけでございます。

また、私たちは弁護士裁判を想定してこの議論しているわけでは全くないので、もう少し緩やかところでこの問題は審議されておると、こういうふうに理解しております。

丸投げ議員というところも同じでございます。だから、裁判でどうなるではなくて、基本的にはこの審査会のレベルで考えていただきたいということでございます。

それから、私が申し上げたのは、渚本議員の政治倫理に関する倫理のレベルは非常に高く、高くといえますか高くあるべきだと。したがって疑いがあること自体もしてはいかんと。それが私の政治倫理の理解であると、こういうことをずっと一貫して、去年の春から一貫してこれは渚本議員の意見でございますから、私はこの個別の案件についてどうこう申しておりません。あらゆる政治倫理に関連する事件についての共通の普遍的な渚本議員の基準というのはそこにあるんだろう。つまり、疑いがあることもしてはいけないというところに基準を置いて、渚本議員は、この間の政治倫理審査会における発言等をされておると、こういうふうに理解しますので、案件が違えば対応違うということではない。どのような案件であっても、一つの原則は、つまり今言った原則を渚本議員は貫くと、これが原則なんじゃないでしょうか。その原則は、どのような案件であっても基本的には変わらないと、これが原則ですから、案件ごとが変わるというのは、これはちょっと理解できないので、そこは考え直して、自分の原則はあらゆる事件について適用していただきたいなど、こういうふうに思います。

以上でございます。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） よふどの恵に関する件でありますけれども、私が指摘した地方自治法の 134 条及び 135 条に関して、これ事務局にお尋ねしますけれども、その会期中に限定するという考え方は地方自治法の条文で示されておりますか。

○委員長（藤原 正伸君） 事務局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 地方自治法の 134 条と 135 条でございます。会期中に限定ということが条文中に示されているかどうかということに関しましては示されてございません。

ただ、逐条解説書を今見ておりますけれども、その解釈及び運用の中では、懲罰は秘密会の議事の漏えいによるもののほか、その事犯のあった会期中に処理すべきであって、前回以前の会議における事犯を後の会議において取り上げることはできないと解するという解釈と運用が示されております。

繰り返しますが、条文のほうには書いておりませんけれども、そういった会期中というふうに解釈及び運用されるべきものということでございます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 条文には明記されていないことは確認できました。

もう一つ、指摘しました朝来市会議規則の 155 条においても同様に会期中に限定するというような記載はございますか。

○委員長（藤原 正伸君） 事務局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 会議規則の 155 条につきましては、戒告または陳謝は、議会の決めた戒告文または陳謝文によって行うものとするだけ書いてございますので、その条文には会期

中に限定するということは書いてございませんが、ちょっと余分なことかもしれないんですけども、同じ会議規則の少し前のところに、153 条になりますけれども、その第2項に、前項の動議は懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし49条秘密の保持第2項または第106条秘密の保持第2項の規定の違反に係るものについてはこの限りではないという期間の限定をする規定がございます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） それから、私が第1次政倫審で発言した李下に冠を正さずということでありますけれども、これは、私は第1次政倫審で案件となった契約に関することに関して、議員はこの政倫審、朝来市の政倫審の条文をつくられたときも、主にそのとき議論されたのは、議員がいろんな商売をして市の事業を請け負った場合などを想定して、そういうことが疑われないようにしようということでこの政倫審の条文はできたと、このように記憶しておりますので、それらの背景から、私は第1次政倫審で案件となった契約条項に関して李下に冠を正さずというのはどの議員も共通した思いでやらなければならないと、こういう発言をさせていただいたわけで、それ以降の案件については、李下に冠を正さずという指摘はしておりませんので御理解ください。

○委員長（藤原 正伸君） ほかにございますか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 分かりました。李下に冠を正さずは、あのときの限定理論であって、それ以降は関係ないんだと、こういうことでございますので、つまり、李下に冠を正さずは、渕本議員の政治倫理に関する基本的な基準ではないというふうに理解させていただきます。

それから、先ほどの懲罰云々ですけど、これはもう常識的なことでございますので、会議規則は全て会議、すなわち本会議に関する規定でございます。したがって、懲罰も本会議、会議に関する懲罰でございますので、会議中の懲罰対象事案については3日以内に申請しなさいと、こういう規定がございました。したがって12月の25日の議会最終日でございましたので、松井議員はそうにしようとしたんですが、次の日はもう会期外れてますのでそのことはかなわなかったというように、そういう事情を考慮して、改めて政倫審の政治倫理条例で審査していただけないかと、こういう要請があって、検討した結果、政倫審、政治倫理条例で、では審査いたしましょうかという議運の決定に基づいてこの政倫審で審査していると、こういうことでございますので、同じ行為に対する評価は、ほとんど私、渕本議員の評価は、おおむねそれはあり得ると思っております。

しかしながら、政倫審のは懲罰はできません、基本的にはね。政倫審で会議するものについて懲罰を行うと、これはできませんので、したがって、政治倫理、同じ行為を、確かに大きな問題であると。本来会期中であれば懲罰に値するという認識は渕本議員も私も一緒でございますが、しかしそれに対する措置をするに当たって政治倫理条例で措置するしかないという認識が正しくて、遡って会議規則に基づいて、懲罰規定に基づいて行うということは、これはしてもいいんじゃないかというのは、渕本委員、それはできないんじゃないか。この際は、政治倫理条例で措置するのが適当

じゃないかと。そんなに無理はない考え方の変更ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 前回でしたか前々回か、前回でしたか、横尾委員から文書で私に対する質問事項があった中で、厳重注意、議長による注意というものについて何か根拠等ある条文があるのかというお尋ねでしたので、私は先ほど言ったように地方自治法と会議規則には、そういう規定があるということを示した。

さらに、先ほど事務局に尋ねたとおりに、自治法及び会議規則の正文のところには、会期を限定するというのは記載されていないと。限定するというのは、長年の運用の中から出てきた文言であって、条例の正規の条文の中には会期というのは限定されてないと、これは私の考え方です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 先ほど事務局からの説明がありましたように、153 条 2 項等により朝来市の会議規則では、きちんと懲罰については会期終了後 3 日以内に、会議内に行われなければ会議後 3 日以内にきちんと申請すると、こういう明確な規定がございますので、それにのっとっていただければいいんじゃないでしょうか。もう一度 153 条 2 項ですか、読み上げてください。

○委員長（藤原 正伸君） お手元に配信されておりますね。153 条 2 項は、1 項が定める動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない、こうなっております。

ほかにごありますか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 30 号について渕本委員から横尾委員の質問に回答があったわけですが、吉田委員が謝罪に行かれてるってということがありましたけれども、これは実際どうでしたか、謝罪でしたかということなんです。多分話合いに行かれて、本人がどうするかっていうようなことは言われたかもしれませんが。実際その後に謝罪に行かれたというのはいないんじゃないかなというふうに私は思っております。そうしたことがされたので、ただし本会議の発言だったのだというように大体情状酌量的な発言だとは思いますが、実際この委員会ではそういったことが倫理違反になるのかわからないかっていう判断を我々はしないといけないということで、今、渕本委員がおっしゃったのは、実際はもう吉田議員の発言、意図的ではなかったにしてもそういう発言というのは認められるということはおっしゃっているので、それ自体が私は倫理違反ではないかという思いで聞いております。

それから、28 号については、議事録の 3 行をピックアップして、そこを事実認定をするんだというようにことをおっしゃいましたけれど、もうその発言につながったものは何なのかということとをここで、委員会これまで議事録を確認して議論をしてきました。この発言につながったことというのがパブコメであったり、前委員の 3 名の方々がどういう判断をされて、どういう行動をして、それに対して吉田委員の発言が本当によかったのかどうかというところの審査でしたので、当然ながらこの 3 行について我々もキーとして審査してきた中で、前後の文章、議事録確認してきましたので、その辺も再度渕本委員には、当然この 3 行ってというのは、我々も同じ認識であ

りますけれども、前後の議事録を確認した中での判断をしなければならないということです。

それから、同じく丸投げ議員についても、その発言を聞かれた市民の方々が、誰に対して丸投げ議員っていうのをもう認識してるかっていうのは聞き取りの中で十分明らかになっておりますので、この辺事実を確認した中で、我々は倫理に反するのか、反しないのかという適正な判断をしなければならぬというふうに私は思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員が発言後に対外的にやられた行為については、この審査会では認定も評価もしておりません。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 委員長からそういうことを言われましたので、その部分はまだ繰り返して触れませんが、私は、さきにも言いましたとおり、何回も裁判を傍聴してきた体験から名誉毀損の認定というのは大変難しい案件であるということを教えられてきました。その中で、実際に私が見てきた中でも、例えば被告人に対して、あなたはそのときこういう発言をしましたねという具合に、短いセンテンスで一々限定して確認するという作業が行われておりました。そういうことからすると、長い話の中の最初のほうに当該議員の名前が出ていたとしても、一番キーとなる部分においてそれが限定的、断定的に使われていないということになると、人を裁くという観点からは少しあやふやになるというのが私の一貫した考えであります。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございますか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 今の件はもう言いませんよ。もう詭弁に近いですからね。批判してもしようがないんで、そういう認識でおられるということでね、我々裁判してるわけじゃなくて、名誉毀損であるという断定したわけではない、名誉毀損の疑いがある、そのことについて議論してますので、吉田議員の発言全体を読めば、相当程度はっきりとした松井議員を特定した形で発言がなされているっていうのは、日本語解釈できればね、普通に僕は解釈できるはずだというふうに理解しますので、ほとんど詭弁に近いでしょうねということは申し上げておきます。

それから、30号のよふどの恵の件ですが、つまりそういうことです。渕本議員おっしゃるように、吉田議員の発言は議長厳罰注意に十分値すると、そういう問題発言であるという認識に到達されているんですけれども、じゃあそれに対する措置をどうするかということなんです。何に当たるか云々ではなくて、この委員会で、その事実を渕本さんと私も含めて共通に何らかの大きな問題がある。言わば懲罰的な措置をするべき発言であるということについては一致してるんですが、この委員会でそれをどのような措置をするかという、もうこの問題なんです。どのような措置を何に基づいてじゃあ行うんだということなんです。

そうしますと、いやいや確かに措置すべき案件ではあるんだけど、これは会議規則に基づいた懲罰事案なんで、もう既に会期が過ぎているからできない、こういう結論を出されるのか。それとも、政治倫理条例において措置すると。そこに今回は措置するという結論に行かれるのか、どちら

かだと思うんです。そんなに難しくないと思うんですね。会議規則に基づいたらもうほぼできないという現実を前にして、では倫理条例しかありませんね、そういう措置しかありませんねということで合意できないんでしょうか。そんなに無理な合意ではないと思うんですけど。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 私は、ここで言ったことはですね、よふどの恵さんに対して、少なくとも吉田議員は事実誤認をしているということは、これはうかがい知れる私の見解ですよ。と思いますが、一方で、悪意を持って故意にねじ曲げたということはどうかがい知れないと。それは、以前にもありましたとおり、議長共々謝罪に行ったというような行為があるということからすれば、悪意を持って故意にねじ曲げたとまでは断定できないのではないかと、そういうのが私の見解であります。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） したがって、例えばそれは議員辞職勧告というような厳しいものに当たらずに議長嚴重注意処分が適当であろうと、こないだそういうふうにおっしゃいました。だから、そうした悪意ではない、事実誤認に基づくような発言ではあるが、問題発言であるので議長嚴重注意が適当であろうと、こういうふうに述べられているわけでございます。したがってそこを、そこに問題。ですから、それをどういうふうに措置しましょうか。何に基づいて措置したらいいんでしょうかということについてはどのようにお考えですか。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 先ほど述べたとおり、地方自治法にも先ほど 134 条と 5 条を示しましたが、その条文の正文のところにおいては会期限定というのは書かれていないというのが私の考え方なので、事務局からそれは絶対間違いだと指摘するならばまた考えてみますけれども、私が条文を読んだ限りでは、会期限定ということは正文の中には書かれていないという認識です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） つまり、この議長嚴重注意は、自治法 134 条 2 項に基づいて行くと、行えると。あるいは 155 条というのは会議規則ですかね。もって行えると、こういう見解と理解いたします。

先ほど事務局からも紹介していただきましたように、自治法はともかく、それに基づいた、自治法で会議規則を定めなきゃ、詳しいことは会議規則で定めなければならないというのが自治法です。その定めなければならないとされた会議規則では、朝来市はきちんと会議規則で 3 日以内になれば効力を失うと。懲罰提案の効力は失う。こういうふうになっております。したがって、渕本委員、そうはおっしゃいましてうちの会議規則っていうのはありますので、それに基づけば 132 項を適用するということは、これ不可能じゃないでしょうか。適用できますか。大丈夫ですか。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 改めて事務局に確認しますが、3 日以内というのは、当該被害を受けたと思われる議員が訴える場合の期間を示しているのではないですか。

○委員長（藤原 正伸君） 事務局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 会議規則の 153 条の第 2 項であります。前項の動議はということ
であります。だから当然会期中に動議として上げられる懲罰動議の提出の期限という意味で書かれ
てございます。ですので、恐らくは今被害とおっしゃいましたけど、被害を受けられた議員さんが
懲罰の動議として上げられる。その期限は懲罰事犯、だから懲罰をされるような何か問題のことが
起こったとき、あったときから起算して 3 日以内に動議を提出しないといけないですよという意味
の規定というふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございますか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 最後です。そういうことでね。松井議員が 3 日以内にしようと思われたん
ですが、会期最終日でしたので、2 日目がね、もう会期終わっちゃってるのでできなかった。こう
いう情状酌量の余地があったので、したがって議運で政倫審で審査すべき案件として政倫審を設
置しよう、というふうに決めたわけですので、会議規則で処理できていけばもうとつくに議運
で処理はしてるんです。できないからこうなってるので、したがってステージは移ってる。議運に
おける会議規則違反ということからステージは移って、政治倫理条例に基づく措置をこの事案に対
してすべきかどうかということに移っております、こういうことなんですね。したがって、これ
が懲罰事案に当たらないということであれば、これは条例違反ではないということになるんですけ
ども、懲罰事案に該当するということは共通しておりますので、それはもう即自動的に懲罰事案に
該当するということは政治倫理第 3 条 1 項 1 号に違反するんじゃないでしょうか。そういう理解し
かできないんじゃないでしょうか。倫理条例のどこかに根拠に基づいてしかこれ措置できませんか
ら、どこかそれ探す必要があるんじゃないでしょうか。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 横尾委員から質問を受けて、私は議長による注意が何に基づいてできるか
というのを考えたときに、この地方自治法及び朝来市の会議規則を総合的に勘案すれば、議長の注意、
処分というのはあり得ると、そういう見解です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見はございますか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） すみません、議長注意とおっしゃいましたけど議長厳重注意じゃなかった
でしょうか。私の記憶違いかな。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 正確には覚えてませんが、そのとき厳重注意と言ったかもしれませんが、
私が言った発言は、いわゆる地方自治法等に求める公開の場の、いわゆる本会議場における議長の
戒告、注意処分ですね、これのことを指しているわけです。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） それはよく分かります。そこを指しておられる。そういう事案であると。

本来、会期中であれば当然規則 153 条 2 条等に基づいた審査を受けて、それなりの懲罰委員会か何かで処置をするという、そういう案件なんだと、こういう認識なんですが、それはもう重々十分理解しましたし賛成もいたします。

問題は先ほど申し上げたとおりなんです。会議規則ではもう処分できない。措置するとすればこの倫理条例違反でしかないということなので、じゃあそれで措置していいんじゃないでしょうか。問題ありますか。ないでしょう。そこはもう、そうやな言うて認めていただけたら一番ありがたいなと思うんですけど。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 横尾委員の質問で、議長注意というのはどういう根拠に基づいているのかという質問だったので、私の見解は先ほど来言っているとおり、地方自治法及び会議規則を総合的に勘案すれば、それは議長の注意というのはあり得るという、そういう見解であります。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 発言を正確に議事録から拾っていただきたいんですが、議長嚴重注意が適当であると考え、こういうふうにおっしゃったのではないかとというふうに理解しておりますが、ちょっと議事録確認していただけますか。

○委員長（藤原 正伸君） その発言につきましては、渕本委員も否定はされておられませんのでよろしいかと思います。

あと、その発言に出てくる注意ができるというその根拠の質問に対して渕本委員が本日お答えいただいたという状況でございますので、横尾委員のほうから今御指摘があったように、今の議論はちょっと有効な議論だとは思いますが、有効な議論だとは思いますが、事実行為の評価の部分では恐らく共通な認識が得られている中で、それを、その評価に従った措置を何に基づいて取るかという部分で議論が一致していないというところかと思えます。

事務局から説明がありましたとおり、懲罰規定は本会議に限るものであるというのは、これ共通な取扱いだと思いますので、自治法に基づいた何らかの措置というのは、この審査会の結論としては不可能な状況であるということは、これは申し上げておかなければいけないというふうに思います。したがって、事実認定の段階でそれが不適切な行為という評価を委員の方がなさるのであれば、その根拠はやはりこの倫理条例中に求めている必要があるというふうに考えます。

この点についてほかに御意見ある方いらっしゃいましたらお願いします。

それでは、一旦この件はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それから、本日ですね、横尾委員のほうから追加資料という、さらに意見書が出ておまして、これ実は、本日私はこれを待たずに皆さんに諮りたかったことなんですけれども、弁明についての御意見が出ております。つまり吉田議員の弁明についての御意見が出ております。報告書の案を作成している過程で、その弁明について今のところ準備はしていないんです。

触れていないんです。といいますのは、皆さんのほうからこの審査の途中においても弁明に対するその評価というのはほとんどなかったんです。御意見はなかったんですね。それですので、弁明については報告書では触れておりません。見方をすると、見方をするというのは、一見すると弁明の機会があって弁明もしていただいたのに、それに全く触れずに報告書が出てるというのはちょっとおかしいと言えばおかしい事態なんですけれども、それに対する御意見とそれに基づいて協議というのをしておりませんので、今のところそういう状況になっております。

そういうタイミングで弁明についての意見を出していただいておりますので、これはこのまま1回会議に諮りたいと思いますが御異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは御賛同いただいたと思いますので、横尾委員、御意見のほうを資料に基づいてお願いをいたします。

○委員（横尾 正信君） 意見書2号として提出いたしております。短いものではありますが、これ読み上げますが、事務局のほうで読み上げていただけます。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、事務局のほうにお願いして読み上げていただきます。

○議会事務局長（宮元 広司君） 意見書2。令和6年8月13日、横尾正伸。

吉田議員の弁明の評価（令和6年6月17日）に関する意見。

吉田議員は、6月17日の審査会において弁明の機会が与えられた。審査請求されている3案件について連続して弁明をした。弁明内容の要点は以下である。

1、28号案件についての弁明。

1、「弁明は特にありません。」

2、所管事務調査に上げていないのに提案したことについて釈明します。議員は発言権があるので視察の提案、条例の提案、所管事務調査の提案ができます。また、議員発議での条例の提案権があります。

3、横尾委員の質問「あなたの言う改正対象の条例とは何を指していますか。」に対する回答。「条例案です。」

発言の間違いに気づいているが修正する気はないようで、修正発言はなかった。自己の発言に対して修正、撤回、謝罪等は一切なし。「弁明なし。」が回答であった。

2、29号案件についての弁明。

1、「弁明する気はありません。発言は議事録のとおりです。」6月17日議事録26ページ。

2番、「藤本議員が一般質問された際に、そのような発言があったと私は記憶していたので、その旨を申し上げたということです。」。

3番、「令和2年9月16日文教民生分科会での藤本委員発言と、このフロー図を見ると、非常に蓋然性が高い。」。同上28ページ。

弁明する気もないと発言し、謝罪もなかった。発言内容のチェックすらもしていないことを明言した。また、「令和2年の委員会発言とフロー図から見て蓋然性が高い。」という無理筋の正当化

発言があった。居直りも過ぎるのではないか。

3番、30号案件についての弁明。

1、本来、地方議会議員にも国会と同様に発言不問権があってもいいと考える。

2番、松井議員、藤本議員、よふどの恵に対して誹謗中傷的発言はしていないと考えている。事実を適示しただけ。

3番、今議会は法治議会ではなく人治議会になっている。行為によって裁くのではなく人によって裁いている。

4、懲罰的事案であれば会期不継続の原則が適用されるし、そもそも違法性阻却事由に該当するので、委員の皆さんはよくよく考えてほしい。

弁明は以上であり、ほぼ完全な無反省と居直り発言に終始した。虚偽発言等についても謝罪する気などは毛頭ないようである。自分の発言は全て事実であり正しいとした。つける薬はないようである。

2、吉田議員弁明の評価。

28号、29号、30号の全ての案件において発言の誤りや問題を認めることはなかった。したがって、当然反省や謝罪、撤回、修正などは一切なかった。その主張は、自分の発言は正しく一切誤りはない、全て事実を述べているということに尽きるようである。

審査会としてこの態度をどう評価するのか、措置を決定する際の一つの大事な要素であろう。

この弁明によって、吉田議員の態度は基本的に今後も改善されない、その意思もないことが明らかになった。この事実はきちんと市民にも公開されてしかるべき評価をされるべきであろうと思う。

3、補足的意見。この弁明態度は、これまでの吉田議員の言動からすれば予想できたことである。そしてこの弁明態度こそが今回の政倫審が問題視しなければならない吉田議員の本質的問題なのではないか。3件の事案は別件であるので、それぞれについて独自の審査と措置が必要であることは当然である。しかし同時に、この別々の3事案が示す共通性についても審査の目を向け、深く分析、洞察することも議会にとっては大事なことでありと考える。

そもそもなぜ今回の政倫審が請求された案件が全て吉田議員が対象なのか。答えは簡単である。それほど頻繁に吉田議員による政倫審該当案件が発生していたということである。ただ取り上げてこなかっただけである。

そして、今は藤本議員政倫審以来、吉田議員の政治倫理違反を見逃さなくなっただけである。政治倫理違反が集中している吉田議員が、自分のことは棚に上げて他の議員のありもしない倫理違反を問題視、事件視するようなおかしい状態を是正しようとしているのである。

以上でございます。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 基本的には、3議案の弁明を振り返りますと、共通するのはほとんど弁明する気はないと。つまり自分の主張は事実であり正しいと、撤回するところも反省するところもな

いと、こういうような、ほぼ弁明に終始したのではないかというふうに評価いたしました。これは、この弁明態度は問題じゃないのかなと。一つも反省がない、反省的な態度がないわけですがけれども、本人が自分が正しいと信じるのは、これは構わないんですけども、しかし議案の内容からして、果たしてそう言い切れるのかというふうに、やっぱり衆目の一致する点がありますので、やはりかたくなな弁明というのは、この審査していく上で一つの大きな要素になると、こういうふうに判断しました。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。これについて何か御意見ございますでしょうか。初めに申し上げましたとおり、ここで整理をしていただいたような形になってるんですけども、この審査会がこの弁明の前後を通じて議論してきたことに加えて、考慮すべき事柄はこの弁明からは出ていないというふうに判断しております。したがって、その弁明については、今のところ特別な評価を加えるような報告はできないだろうというふうに思っているわけですが、ただいま言及のありました審査会としてその弁明の態度をどう評価するかということにつきましては、これは個々の委員の皆さんがここにありますとおり措置を決定する際の要素になると。これは一般的にこの種の事柄を取り扱う上では当然の取扱いになろうと思いますので、ここは各委員さんの評価にお任せしたいというふうに考えておりますが、御意見のある方がありましたらいただきたいと思います。

今日は評価の結果である措置の内容にも言及していかないといけないと思っておりますので、よろしく願いをいたします。弁明の件についてはよろしいでしょうか。

今のところ報告書を検討する段階でまたこのまま触れなくてもいいか、多少なりともその点を触れるのか、またお考えいただいて御意見をいただければよろしいかと思います。

そのほかこれまでの審査を通じて御意見のございます方ありますか。よろしいでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 1点だけ。28号に関してですが、前回、意見交換いろいろいたしました。加藤議員がかなりお考えを変えられたような見解が述べられていたんですけども、28号案件に関する政治倫理違反に値するかどうかということについての加藤議員の見解というのは何か多少変わったという理解していいのでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員への御質問でしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 変わっていませんと。その点については、ぬれぎぬが着せられたというところに関して、やっぱりぬれぎぬを着せるということは好ましくないんじゃないかというところについて加藤がどう思うかというところだったというふうに思いますが、やはり一部の情報を基に、市民の方が議員を評価してしまうというのは往々にしてあることでございます。市民の方が全体の流れ等々を考えてその議員に対して評価をするのであればよいですが、そこまでたくさんの情報を

持つことはできません。したがって、切り取られた情報で議員の評価おとしめるようなことはありますし、私自身もそうやって苦しんだことはございますが、それは会派活動なり議員活動なりの中で自ら一つ一つ丁寧に説明していくほかないというふうに考えますので、ぬれぎぬを着せられたことをもって、吉田議員が政治倫理違反に反するような行為が、言動があったというふうな評価はしていませんということです。全然関係ないこと言わせてもらっても大丈夫ですか。

○委員長（藤原 正伸君） 関係あるかどうかちょっと私もよく分かりませんが、加藤委員、今の発言はですね、それはおかしい。市民の方が少ない情報で間違った判断をするのであれば議員はなおさら正しい情報を出さなきゃいけないはずです。市民の方がそうであるから議員の行った行為は許されるという、その理屈はちょっと審査会としては受け入れ難い話だと思います。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） まず大前提として、全権委任という発言については間違った情報ではないというふうに私は判断していて、これについては、正式な採決を経ずに委員会としての意思決定を行ったことを単純に全権委任というふうに言っているということです。ただこの全権委任という言葉だけを切り取って、独り歩きして、松井議員に対して丸投げ議員という評価を下しているということに対して、そうじゃなくて、これは委員会というのはこういう仕組みになっていて、今回の産業建設委員会の調査というのはこういう流れになっていて、途中でメンバー変わったりとかしたり、12月議会でどうしても急いで提案をしなきゃいけないという事情があったんで、これこれこういうふうな、やむを得ずこういうふうな流れを取ってしまったんだよということを説明すれば市民の方もそうだったんだ、じゃあそれは仕方ないことだなというふうに御納得されると思うので、そういう情報発信をすれば済むことだったのかなというふうに思います。そういう意味で発言をしています。

○委員長（藤原 正伸君） ほかによろしいですか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） すみません、ちょっと加藤さんに質問ですが、そうしますと一部の情報が、市民が切り取られた一部の情報で議員を評価してしまったと。それが丸投げ議員という実態であると、こういうふうにおっしゃった。そういうことですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） そういうことです。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員、それは市民が悪いと言っておられるんですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 市民は悪くありません。それは限定的な情報で評価するということは我々もしますし、我々というか常にあることだというふうに思います。全ての情報を基に何かを判断することはできませんので、例えば、我々が一市民として、例えばウクライナの情勢であるとかイスラエルの情勢であるとかを評価するときに、それは全体の全てのことを知った上で評価することできません。限られた情報を基に評価していると。それと同じ意味で限られた情報で評価していると

いうふうに思っているわけです。

○委員長（藤原 正伸君） 分かりました。理解しました。加藤委員、その限られた情報を基に発言していいかどうかというところの比較、考慮というものは常に議員は行わなければいけないということがございますね。市民のようにただ情報を受けるだけではなくて、議員はそれを基に発言するのであれば、その発言を、その事柄を根拠としてこの発言をしていいかどうかというのは、常にこれは考慮しているということはよろしいですね。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 議員が特に本会議のような場で発言する一言一句については、それがその発言をもって大きな影響を与えるということがありますので、慎重に発言すべきだということは当然でございます。

○委員長（藤原 正伸君） 結構です。ほかに何かありますか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） これ 28 号案件で、まだこんな議論をしなきゃ、意見交換しなきゃいけないのかなとは思うんですけどね。ちょっとしっかり確認させてくださいね。こういうのもおかしいな、もう一回申し上げますよ。営々我々は意見交換してまいりました、28 号につきまして。その結果幾つか明らかになった事実がございます。一つは、今回の産建委員会が条例案を変更した内容につきまして、変更した時点で再公表、市民にそれを公表する義務は、あるいは必要はなかった。こういう事実が 1 点であります。なかった。2 点目に、産建委員会が新しい委員を含めて協議を経て、一部変更したことには合理的な理由がありました。つまり、3 人の議員が変節したというわけではありません。つまり、1 点目に新委員会が発足いたしまして、新しい委員が 3 人来られました。したがって、委員会の都合で再度委員の提案があれば協議をしなければいけない、そういう客観的な状況に陥っております。これは委員会都合で変更した理由ですよ。変節じゃありませんよ。

2 点目に、パブコメについて当局とは事情が違います。当局を呼んで聞きました。当局は、なるべくパブコメ後には変更をしないように、鋭意当然注意、努力していると。したがってあんまりそういうことは当局ではあり得ないと、こういうありました。この点につきましても当局と議会は違う。つまり当局は執行機関ですからそういうことは当然でございます。しかし議会は議事機関ですから当局とは違う。つまり先ほど言った委員会が変更されとか、委員会の会期が終わるとか、そういう変更点がございますので、当局のとおりにはいかない。そうした委員会あるいは議会独自の事情、つまり都合によって、パブコメ後に一部変更協議をする。こういう事態が起きたということで、これは全く合理的な理由であって、批判される点は何もございません。これは 2 点目で明らかになりました。

3 点目に、変更協議の手續等についても特段の箇所はありませんでした。つまり、全権委任批判は基本的に当たらないと。こういうほぼ事実認定はできるだろう。つまり、松井議員の発言は、その後の委員長発言によってフォローされて、こないだもやりましたね、フォローされております。そこで全て終わってというわけではございません。もし若干調整内容について意見があれば、それも

考慮する時間的猶予だけは最低限基づいた発言が委員長の最後の発言でございますから、したがって、その後の展開についてはいかようにもあったわけで、松井議員の発言が全て丸投げであった。丸投げを是認した発言だったというようなことでは全くなかったということは委員会の発言、委員会の協議の中きっちり見ればほぼほぼそれは明らかであるということで、特段の箇所はないということとは言える。これは3点目です。

4点目に、吉田議員のパブコメ解釈はほぼほぼ全面的な誤りはある、重要な点で大きな誤りがある。幾つもあるということでございますよ。つまり、パブコメの主体に関する誤りがございます。パブコメは議会全体で行ったわけではありません。産建委員会がやった。この主体に関する認識が間違っておる。それから、変更は公表の義務があるという主張をされてますがこれもうそです、ありませんということがはっきりいたしました。

この4点がほぼ我々の意見交換、調査の中で明らかになった事実であります。したがって、特にパブコメの主体についてでございますが、朝来市小規模企業等振興条例ではパブコメ主体が明らかになってません。これはパブコメ規定ですけど、何にも書いてないんですね。実施機関、朝来市議会事務局としか書いてない。産建委員会というのはどこにも記載がないんですよ。誰がパブコメ主体なんだ。誰が活動してるんだ、産建委員会ではないんですよ。私じゃない、総務委員会でもない、産建委員会。そのことは一切記載されていない。こういう形でパブコメをやってるんですね。これは間違いない。

今度は朝来市議会改革特別委員会でパブコメいたしました。実施中でございます。これについては、はっきりと議会改革調査特別委員会で検討してきました。案の内容は、別紙議会改革調査特別委員会中間報告書のとおりと記載してございます。そして実施機関のところは、朝来市議会（議会改革調査特別委員会）と明示してございます。

こういうことで、議会全体でパブコメしたわけじゃないんですね。議長名でももちろん行いますけども、実施主体というのは委員会であったり、あるいは会派であったり、場合によっては議員グループであったりもするんです。それが議会のパブコメの主体の在り方なので、当局とはちょっと違うんですね。そこはもうはっきりこの間してございます。そこが大きく間違っておりますね。議会が責任、議会全体が責任持ってるということはない。この4点がほぼ明らかになりました。もうこれははっきり皆さんこの委員会で明らかになってます。

その上でね、もう一回読み上げますよ。吉田議員が12月25日にどういう発言したか、今の4点をきちっと頭の中に入れてもう一回吟味してください。これが最後です。

事務局、議事録のね、12.25の議事録、4ページ、吉田議員の発言、4ページ。違いますか。4ページか5ページかな、どこだろう。

○委員長（藤原 正伸君） 「ちょっと今よく分からないことをおっしゃったんですが」で始まる所ですかね。

○委員（横尾 正信君） はい、そうです。「ちょっとよく分からない」ところからちょっと読み上げていただけませんか。7ページ。

○委員長（藤原 正伸君） 次長。

○議会事務局次長（榎谷 進一君） では、12月25日の会議での議事録のほう、吉田議員の発言の
ところを読ませていただきます。

ちょっと今よく分からないことをおっしゃったんですが、議会への報告について、前委員会で全
会一致で内容が確認されて、市民へのパブリックコメントを行ったけども、その後の変更について
はパブリックコメントを行っていない。そして、前委員さんは、ここにいらっしゃる日下委員長、
そして水田議員、そして松井議員がいらっしゃったと思うんですけども、これらの方は前回の意見
で賛成されているはずなので、これを変更するという手続になると、これはそのときの賛成をほご
にすると。内容が変わるとはそういう意味なんです、そういうことですか。そして、そのほごさ
れたものが市民のパブリックコメントを取らずに勝手に変更されて、手続上それはパブリックコメ
ントとして公表されてるんですか。変更したということ。されてるんですかね。してないんですね。
してなければ、こう変えますというようなパブリックコメントが成案で変える内容についてのパブ
リックコメントをこう変えましたというようにしないといけないと思うんですけど、そういう手続
を得ていないということですね。得ずに勝手に委員会が決めたということですか。これ一般会議で、
当局からはこの内容について確認していただいた上で、委員会で全会一致の可決したはずなんで、
途中で変わると。ましてや同じ委員さんが1か月も経ずに内容の変更を認めると。そして決まった
ことをほごにしてしまうということは、これは委員の資質もどうなのかと思いますけど、この手続
上、事務局、こういう手続でいいんですか。総務部長、こういう手続でパブリックコメントを取っ
た。結果について変更せずに、変更した内容についてまた公表もせずに、勝手に委員会が変える
というパブリックコメントの手続というのは、私は過去見たことがないんですけれども、そういうこ
とを議会で勝手に委員会でやられたということですか。そういう理解ですか、よろしいんですか。

○委員（横尾 正信君） 次のページの吉田議員の発言をお願いします。私は、手続論の話の下ですね。

○議会事務局次長（榎谷 進一君） 私は手続論の話をしてるんですね。要は、この条文がどうこう
とか、法制内容がどうこう言ってるわけじゃないんです。この案文でいいですねという確認を取っ
て、それをパブリックコメントに市民の方に付したと。そうすると、市民の方はそれに対してパブ
リックコメントを回答しているわけですよ。その回答で結果を得て、パブリックコメントを成案
として回答するんであって、パブリックコメントをかけた内容が間違っていたということになると、
この委員会や議会が間違っている。不適切もしくは勉強不足、こういうふうに市民の方は理解する
と思いますし、パブリックコメントの手続上こういうことが認められますと、議会は立法府ですか
ら、条例や手続を制定して、なおかつそれを遵守する義務があると思います。したがって、当局が
パブリックコメントをして内容を大幅に変える、もしくは修正を変えるというのを、パブリックコ
メントの手続を得ず勝手に変えた場合どうなりますかね。それを議会や委員会がやるということは
非常におかしいことになると思うんですけども、手続上問題ありませんか。私は問題があるんじや
なかろうかと思いますが、違いますでしょうか。パブリックコメントの手続はどうなってますか、
教えてください。

○委員（横尾 正信君） それからずっと最後のところも、松井議員が正式に謝罪を要求しますと発言の後の吉田議員の発言をお願いいたします。

○委員長（藤原 正伸君） 10 ページですね、下側ですね。

○議会事務局次長（榎谷 進一君） それではお話しさせていただきますけれども、皆さんちょっとパブリックコメントの実施要項規定を見ていただきたいと思います。これを見れば一目瞭然なんですよね。これを見ていただくと、意見の処理、第7条、実施機関は提出された意見を考慮して政策等の意思決定を行うものとする。2、第2項、実施期間は前項の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び実施機関の考え方を公表するとともに、当該意見により政策等の案を修正したときは、当該修正内容及びその理由を公表しなければならないとこのように書いてるんです。これは確かに実施機関に対して対象としておりますので議会は対象になっておりません。ただし、議会がパブリックコメントを行ったというのは、これはここの規定に準じて実施しております。したがって、この修正を行ったときには、公表する義務が、理由と内容について説明する義務が発生しております。そこを問うているわけです。それが1点。

それから、横尾議員が、これは議員にお願いしないといけないのかと、委員会で勝手にできないかとおっしゃったんですが、これ誤解されては困るんですけれども、パブリックコメントを実施したのは議長です。議会の行為としてパブリックコメントを実施機関の長としてされております。ですから、議会全体がその責任を負っているわけです。それを私でもないでしようにし、ほかの委員という個人的な許可が要するという発言ではなかったでしょうが、対外的には議会がパブリックコメントを取るということは、議会の成案を市民に示すということです。その反論がなければそのままで行くか、もしくは修正手続であればこういう公表の手続を得ないといけないということを申し上げておられます。

それから、松井さんが侮辱だとおっしゃっていますけれども、これ産建委員会の会議録を見させていただきました。そうすると、松井議員のほうから御提案がありました。これは意見交換の際にどのような提案をされたかという、ここの条例を改正するかしないかを含めて、正副委員長で御検討くださいと、こういう発言がありました。議会が、もしくは議員が決議するのに、その条例の改正すべきか、改正すべきじゃないか。その内容について全権委任するということはありません。この条例を改正する内容について、それを委任すると、内容について法制的な文言で修正してくださいと、こういうふうな委任の仕方があります。ただし、条例を改正するか、改正しないかを含めて正副委員長にお願いすると、このような発言をされているわけです。そんなことは議会が許されないんです。採決するときは、ほかの議員に私の分の採決をしてくださいとしないわけです。意見を言うときに、ほかの議員に、私は全権委任しますからあなたが発言してくださいってことにならないわけです。議会としてその部分を条例改正するかしないか。附則をつけるかつかないか。パブコメで出した成案としての案を削除するのでは削除すべきだと、こういう意見を言わないといけないと思います。そういうことを申し上げていますので（「問題のすり替えだろう」と呼ぶ者あり）（「全然すり替えじゃありません。」「すり替えているよ」と呼ぶ者あり）（「全

然すり替えじゃありません」）横尾議員は議会、誰かの責任で許可を取らない。議長が許可出してパブコメを市民に出された。これ市長が変わっても同じことが起きますよ。実施規定は実施機関の長として個人に属人的について回る権限じゃないんです。議会としての行為なんです。ですから、議長が付したパブコメについては議長が責任を負いますし、その議長を構成している議会が責任を負うことということですので御理解いただきたいと思います。

○委員（横尾 正信君） ありがとうございます。先ほど事実をね、調査した事実を確認を踏まえた上で、この吉田議員の当時、25日の発言をじっくり聞いていただければね。どうですか、この発言の大半がでたらめでしょうということなんです。一字一句がここがどう、あそこがどうということじゃありませんよね。パブコメに関して延々述べてます。ほとんどそうでしょう、でたらめでしょうということですし、変更云々についても、もうほとんど我々は調査した事実を基にこの発言を再評価すればね、どこが間違ってる、ここが間違ってるというところじゃない。ほとんど誤りですよ。全部問題に近い発言ですよというふうに理解できるんですよ。こんな発言を我々はさせて、させてきた。だから、しかし事実をきっちり押さえていくと、ほとんどでたらめだということは分かったんですよ。このときは分かりませんでしたよね。ひょっとしたら正しいこと言ってるんじゃないか、パブコメでひょっとしたら間違ってるんじゃないかなろうか、聞いた人がみんな思ったりしましたよ。調査したらこうだったということですね。最後の市民が間違った解釈したんだ。そうじゃないでしょう。吉田議員がこれだけのことを松井議員について吹聴している。それを市民がケーブルで見た。その印象で市民は反応しただけですから、誰が悪いんですか。一言一句を切り取った議会じゃありませんよ。吉田議員は全面的におっしゃってるわけですよ。松井委員がいかにか丸投げ議員と受け取れるような議員であるかということをして2回も3回も4回も拡大しながら、事実でないことを拡大、誇張解釈して言ったから市民がそう理解したんじゃないですか。いやいやそうじゃないんですよ。このことの真意はどうこう、とんでもない、こんなことを説明する義務が議会にあるんですか。ありません。この発言、そう受け取れる発言したのは吉田議員なんですよ。間違った発言なんですよ。市民が曲解したわけでもない。曲解されるような、するようなそういう発言を吉田議員がしてる、延々と最後してるじゃないですか。これは私、意見書でこれ詐術的な発言だというふうに申し上げました。聞いている者に非常に、文字どおり誤解を招いてしまう、違った印象を与えてしまう非常に詐術的な発言ですよ。それが問題にならないんですか、この議会で。これを許してね、言論の自由はありませんというぐらい悪質ですよ、これ。これ今、先ほど言いました4点、きっちり調査した結果に基づいてこれを読み返せば、どうですか。ひどいでしょうというふうに理解できませんかねということで、そんなね、ここに違反が、倫理条例上問題がないなんていうのはね、この発言に対して下せる審査会というのは異常ですよと私は思います。これだけの発言が、つまりでたらめな発言が許されるんですか。実際に松井議員は大きな名誉毀損を地元で受けた。松井議員に何の責任もありませんよ。要請阻却事由とおっしゃいますがどこに事実がありますか。ありませんよ。どこにある。証明してください。どこに要請阻却事由に対応する、考慮すべき事由があるんですか。松井議員が泣き寝入りしなきゃいけない。そういう確かな事実はどこにあるんですか。

はっきり証明してください。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ここで暫時休憩します。

再開は 10 時 45 分とします。

午前 10 時 31 分休憩

午前 10 時 45 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの横尾委員の意見が加藤さんへの質問のような形で終わりましたが、今は特によろしいですか、御発言があります。よろしいですか。

○委員（加藤 貴之君） 大丈夫です。

○委員長（藤原 正伸君） 無理に押さえるわけではないんですが、よろしいか。

それでは、今ちょうど先ほど横尾委員の意見の中で、いみじくも今回問題になった吉田議員の発言を、28 号に関しましてね、全て読み上げていただいたようなことになりました。それで、報告書にまとめることを考えながら整理をしていきたいというふうに思うんですけれどもよろしいでしょうかね。

今日ですね、報告書の素案といいますか、結論部分までまだ至ってないんですけれども、用意しております、皆さんの資料の中に入れさせていただいております。ちょっと御覧いただけますでしょうか。お手元にありますかね。

1 ページ目は審査結果報告書ということで、これは 6 号様式になっておりまして、取りあえずここは後ほどまた最終的に形式的な確認をしていただきたいと思いますと思いますが、2 ページ目、ここから各付託案件の審査の内容になりまして、2 ページ目には審査会の構成から始まって共通事項が書いておりまして、ちょっと重要なことを報告しているつもりなんですが、取りあえず 2 ページ目を飛ばしていただきまして 3 ページ目。3 ページ目の半ば辺りに、朝議第 28 号と括弧で記されている部分、ここからがたった今まで議論になっていました 28 号の付託についての内容となります。（1）位置確認された事実とその評価というところで書いておりますように、先ほど議事録を読み上げていただいた部分の中で一つの区切りになっている部分をそのまま取り出しております。これの表現の仕方はまた別添資料とするかはどうかとして、この部分についての確認とその評価をしますという組立てをしております。先ほど読んでもらった最初の部分で、「ちょっと今よく分からないことを」というところから、基本、ポイントはどこだったかな。ちょっと待ってくださいね。キーになるのは「この委員の資質もどうなのかなと思いますけども」このくだりを含む部分でございます。そういう理解ですかということですね。論点をこのように組み立てております。

アのところよろしいでしょうか。「委員の資質もどうか」という発言は、委員としての適性や能力の欠如を公然と批判するものであり、会議の場でこのような発言がなされることは、相手に対する強い不満を表現するものである。このような批判的な発言は、相手の人格や能力に対する直接的

な疑問を提示するものであり、それが単なる個人攻撃ではなく、正当な議論の一環として認められるためには、相手の適性や能力を疑うべき具体的根拠が存在し、その根拠が第三者から見ても合理的であると認められる必要がある。もしこれらの条件が満たされない場合、そのような発言は議会の秩序を乱すものであり、不適切であると言わなければならない。これは何回かにわたって総論部分で議論していただいた結果、皆さんの御意見。統一的な御意見として得られている内容と考えているんですけどいかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） いかがでしょうかって、この委員会の総論としてはそういうふうな流れになってると思うんですけど、個人的にはそこまでのことは思っていないという場合は、そう発言してもいいですか。

○委員長（藤原 正伸君） 発言していただいて結構ですよ。

○委員（加藤 貴之君） 全体にそうかもしれないんですけど、私そこまでの、私違反なしという立場なので、そこまでの。

○委員長（藤原 正伸君） すみません、加藤委員。違反なしという立場かどうかというのはこの際関係ない話を今しております。入り口部分の大前提です。要するに、違反かどうかのフィールドに入っていく前の物差しですね。物差しを提示しているところなんですけれども、ここで言っているのは、一つは、委員の資質もどうかというのは、普通考えたら、これは誰が言われたかな、嵯峨山委員が言われたのかな、人格否定だというような御意見もございましたけれども、相当強い批判だと。その強い批判が議員の発言の自由という理念の下で、ただ個人攻撃をただけじゃなくて正当な議論だというふうに認められるためには、その発言、この委員の資質もどうかといったその言葉の根拠になるものがあって、それは独りよがりなものじゃなくて、第三者から見ても客観的になるほどだと認められるものじゃなきゃいけないと、こういうことを言っておるんですけども、これは一時加藤委員も言われました発言者の理念ではなくて、加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 信条ですね、私が最初のほうで言ったのは、吉田議員には一貫性がなければいけないという信条があり、その信条に基づいた発言であるならば許されるべきなんではないかというところですね。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。その部分は加藤委員とも議論して、ただそれはしかし、第三者からもなるほどそうだなというふうに認めてもらえなければ、ただの独りよがりだろうということで、それは客観的な基準にはならないよねということで落ち着いたかと思うんですけども、その辺も含めた表現になっていると思います。よろしいでしょうか。

ほか何か御意見ございますか。気がついたらまた、今ここでこれで確定するわけではございませんので。

そういう大前提に立って根拠というものを見ると二つありますということなんです。今の発言のくくりの中にはね。根拠の第一は、また繰り返しになるんで読みませんけれども、前委員会で全会一致で内容が確認されたというその委員会の部分ですね。これは横尾委員が先ほど1番として上げ

られたところになるんでしょうかね。そういうことを議会で勝手に委員会がやられたというふうに言ってる。だから、委員の資質もどうかと思うと、こういう根拠になる部分かと思います。ですので、この部分に合理性がないといけないということになろうかと思うわけです。この部分は、条例案について、委員交代前の委員会で全会一致で内容が確認され、市民からのパブリックコメントも受けたが、委員交代後の委員会での変更についてはパブリックコメントが行われず、変更内容の公表もされておらず、委員会が独断で変更を行ったと手続に問題がある旨を指摘し、批判するものである。しかしながら、パブリックコメント実施規定に基づくと、パブリックコメントに基づいて条例案を修正した場合にのみ、その修正内容や理由を公表する義務がある。したがって、条例案のない変更がパブリックコメントに基づくものでない本件の場合、その変更内容を公表しないこと自体は規定に違反するものではなく、また条例案の変更後に再度パブリックコメントを行うかどうかは委員会の判断に任される事項であり、いずれの批判も当たらないと、こういうことです。

ここはこういう内容に落ち着いたんではないかと思うんですがいかがでしょうか。先ほど1番の指摘だったんですけどね。

なお書きですが、なお、経験豊富な議員が過去見たことがない、勝手にやられたなどと発言することは委員会が不適切な行為を行ったと強く示唆して市民に誤解を招き、委員会のプロセスに疑念を抱かせるもので、適切な議論の範囲を逸脱する不当な発言と言わざるを得ない。この部分も、その手続に関する発言は慎重でないといけないという議論がありましたので、その部分を取り出して表現したというようなところになっております。要は、特に市民に向けての発信である場合には、市民は議員が言うことは基本的には間違ったことは言わないという前提でお聞きになるというような話もあったかと思います。特に慎重でなければいけないというところで、そういう尺度からしても問題ではないかという指摘でございます。ですので、根拠の一つ目は認められないだろうということでございます。ここまで一旦よろしいですか。よろしいですかね。

それからウのところです。根拠の第2ですが、約束をほごにするという部分になります。この直後に委員の資質もどうかとつながる直前の部分ですね。この発言なんですけれども、5ページに行ってくださいまして、これは、委員交代前の委員会で全会一致で賛成された条例案が委員の交代後に変更されたことに関して、以前から委員であった者が短期間で内容の変更を認めることは決まったことをほごにするものであり、そのような行為は、委員の資質に問題があると批判するものである。

ここからが審査会の議論ですけれども、決まったことをほごにするという強い言葉の非難は、それが誤解や事実誤認に基づく批判である場合には、議会の秩序を乱す不適切な発言とみなされてもやむを得ない。言葉自体が不適切というのが総論的なところでもございまして、ここも同じことなんですけれども、結局、誤解や事実誤認、結局のところ正当な根拠がない発言である場合には不適切だという、先ほど来持ち合わせている物差し、同じ物差しを使おうということなんです、ところで、一旦委員会で合意された条例案であっても、最終的に本会議に上程されるまでの間に修正が加えられることは委員会の役割として正当なプロセスである。特に委員が交代し、新たな委員が加

わった場合、その委員の意見を反映して内容を調整することは、より包括的でバランスの取れた合意を形成するために必要な手続である。ゆえに、委員が過去に賛成した内容を変更することは、その委員の資質に問題があることを示すことにはならず、むしろ状況が変わったり、新しい視点が得られたりした場合に柔軟に対応して意見を見直し、新たな合意を目指すもので、委員としての職責を全うする正当な態度である。また、委員会が行った変更は、委員交代前の委員会での合意を明文化し、その意見を反映するもので、そもそも決まったことをほごにしたという批判は当たらない。この批判は変更の程度に比して過剰な反応で個人を攻撃するような言動であり、不当である。これは皆さんからいただいた意見をまとめたような形になっております。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私はこの上のところは少し賛成できません。ところでから始まる段落については、本委員会のあくまで意見でありまして、吉田議員についてはこういう態度は取っておりません。前委員会においてパブリックコメントまでたどり着いた。パブリックコメントをするということは、条例案について最終的なほぼ結論が出たということでございますので、そこからたとえ委員会が変わったということでもございまして変更するということは望ましくないというふうに吉田議員は考えておられますので。

○委員長（藤原 正伸君） 何度も申します。吉田議員は結構なので、加藤委員はどう考えるかを言ってください。

○委員（加藤 貴之君） そう吉田議員が考えることについては、私は、吉田議員なりの主張として認めるべきだというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員、ちょっと待ってくださいね。前後を通じていらっしゃる委員さんが意見を変えたことを加藤委員はどう思うか言ってください。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） そうですね。ケース・バイ・ケースなんじゃないですかね。ケース・バイ・ケースだと思います、本当に。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員、この件でどう思うかを言ってください。

○委員（加藤 貴之君） この件については変えないほうがよかったと思いますよ。

○委員長（藤原 正伸君） ではそのことを、ここ、少数意見として留保させていただきます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） この審査会は、条例案の内容について正しいとか間違ってるとかいうことの評価は一切するつもりもありませんし、基本的には。したがって、ここでの評価というのは、産建委員会が変更したということは、倫理上あるいは法制上どうなのかという評価だけだと思うんですよ。変えたほうがよかったとか、変えないほうがよかったとかいうことではないと思うんですよ。

○委員長（藤原 正伸君） そのとおりです。

○委員（横尾 正信君） ということで、変えたことの、間違ってるのか。変えた内容じゃないです

よ。変えた仕方、そういうものが間違ってるのかどうかという評価だと思うんですね。

○委員長（藤原 正伸君） 決まったことをほごにするというところがですね、最終的に先ほど申しましたとおり委員の資質もどうかという理由づけの一つにこれなってくるわけで、客観的な評価というよりは主観的な評価が混じるのもやむを得ないのかなという気はしております。だからこの決まったことをほごにしたというのかどうかですね。加藤委員自体は、その後続くこの、実際ほごにしたことにはなっていないんだよということを、これは確か加藤委員がおっしゃってたんですね。事実としてほごにした事態は生じてないと、条例自体は、何でしたっけ、前の委員会で合意したことをただ明文化しただけなんだと。だから事実としては約束をほごにしたような事態はないよということをおっしゃっている。ただ、加藤委員は、1回前、そういう前後の事態、よろしいですか、前後で、要するに、言わば状況は何ら変わってないということなんですよ、加藤委員がおっしゃるのはね。ほごにしてないつつてんだからね。でも前後を通じている議員が態度を変えたのでけしからんと、こうおっしゃってるわけです。そういうことですよ。そこを少数意見として留保させていただきますと、こういうことです。ただ、そうしかないかと思うんです。（「何を理由とするわけ、もう一回、どこを理由とするわけ」と呼ぶ者あり）要は、加藤委員がこの審査会の当初の段階からおっしゃっている首尾一貫性でしたかね。1回決めたことは変えたらいけないというところですね。でも実質的に変わってないともおっしゃってるんですよ、加藤委員は。ちょっとこれ見ていきますね。

ということなので、そうすると加藤委員はこの2番目の根拠、ここはこのまま行きますと、要するにこれも根拠にできないということを結論づけようという流れになるんですけれども、ここの発言が委員の資質もどうかという非難をする根拠になるかどうかということについてはどうですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ここの発言が委員の資質なのかということに直結していると思いますよ。

○委員長（藤原 正伸君） だからその根拠になるということですね。

○委員（加藤 貴之君） 根拠になるということです。

○委員長（藤原 正伸君） ということは、そのエのところですけども、以上のことから、いずれの根拠も合理性は認められず、これらを基に会議の場で委員の資質もどうかと公然と批判することは、正当な議論の一環とは認められない。これが多数意見の結論になろうかと思いますが、ここで反対意見が入るということですね。（「どういう反対じゃないかとう」と呼ぶ者あり）直結するという、委員の資質もどうかという根拠になると。（「どこが」と呼ぶ者あり）先ほど言いました一貫性に欠ける点が。委員の資質を問う根拠になると。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） ここの、吉田議員が25日質問された一連の中で一番問題なのは、変更した理由を聞いてないんですよ。なぜ変更したんですかっていうところから入るべきなんですよ。その理由を一切聞かずに、変更したこと自体が誤りだという批判から入ってるんです。変更した理由は何ですか。もう委員じゃないんですから、産建委員会から離れてるんですから。どういう理由で変

更されたんですかっていうところから入って、その理由は誤ってる、間違ってる、支持するいうふうに入るべきところを、入り口がはっきり間違ってるわけですよということなんだよね。決まったことをほごにしたところから入っちゃってるんですよ。ほごにしてもいいよ、決まったことをほごにした理由から入らないとね。決まったことをほごにしたこと自体が誤りとなると。決まったことをほごにした理由は何ですかかっていうところから入っていくのが議員としての礼儀なんですよ、委員から離れてるんですから。そこが 25 日の会の質問聞いてると、一番最初に誤ってるところ。なので、それをその中で一貫性を支持するというのはね、これは何の一貫性なんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 私も一貫性のことについてはこの審査会でも言ってきました。御存じのように吉田議員も前産建委員でありまして、本会議で修正案で賛成しているということで、この一貫性を言うのであれば反対して、原案に賛成するっていうのが本来の姿の一貫性であろうという、僕はこれをずっと言ってきたておりましたけれども、加藤委員にもこれは質問なりもさせていただいたんですけども、その辺の考え方の明確的な答えというのは私は聞いていないというふうに思っております。だからその辺ですよ。だから一貫性、一貫性っていうのは、委員会の話をされてますけれども、そもそも発言されてる吉田議員も産建委員ですから、そのの委員会で修正したことに対し賛成されてるんですから、その一貫性の考え方っていうのを私はずっと聞いておったんで、その辺加藤委員の明確なお答えというのは聞いてないんで、何かその辺答えられるのであればお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今の、その前の横尾委員の理由を聞いてないというところであるとか、嵯峨山委員が今言われた結論は賛成したというところでございますが、要するに、吉田議員自身が、私は手続論の話をしているんですよっていう話を述べているとおり、その内容云々というよりは、手続としてパブリックコメントまでたどり着いたものに対して、それを急に内容を変更するということはよほどの事態だろうというところを問うているわけだというふうに私は捉えております。その点でパブリックコメントまで行ったものが変更されるということについて、手続的に首尾一貫してないんじゃないかという批判をしていると。そういう点で合理性があるのではないかなというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員、何度も申しますけれども、吉田議員の主観だけで判断はできないというような、何度も申し上げてと思うんですけども、その主張に合理性はあるのかということ、今度は加藤委員が考えていただかないといけないということです。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） つまり、私の意見も明確な根拠があるわけではございませんし、ここに書かれている、ところから始まる文書についても何か根拠に基づいて書かれているものではございません。これについては、結局、委員会条例提案の最中に委員会メンバーが変わるという極めて特殊な背景について何が正解かというのがないという、そういう環境でございますので、どちらの意

見も取れるんじゃないかというふうに思うんですけど。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） いやどちらの正解もないということはある得ない。今回議論してきたじゃないですか。正解ははっきりしてるんですよ。決まってるんです。もう結論出てる。手続の一貫性とは何。手続の一貫性という意味であれば、手続の一貫性は吉田議員は間違ってます。そうでしょう、手続論、実は最初から間違ってるんだから。パブコメ条例の解釈間違ってるんだから、それに基づいて手続を言ってるわけですから、その一貫性なんてのは最初から間違ってるでしょう。第一歩から間違ってるでしょう。だから、一貫制というのは何なのか、手続ですか、それとも主張の内容ですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 手続です。

○委員長（藤原 正伸君） いやそうじゃないやろう。

○委員（横尾 正信君） 手続の一貫性は。

○委員長（藤原 正伸君） そうじゃないでしょう。委員の判断の一貫性でしょう。委員の判断の一貫性なんでしょう、最終的には。

○委員（加藤 貴之君） そういうことです。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） だから、パブコメをパブコメ後に変更した場合は公表しなければいけないという、そういう手続があるんだと。それやってないじゃないかと、こういうふうに批判してるわけでしょう、一貫して。それが一貫して間違っているということでしょう、そもそもが。その解釈が間違ってるということですから、手続の一貫性を彼が主張する限りは、もうそれ自体が間違ってるんですよ。内容が内容の一貫性、つまり一言一句たりとも変更すべきではないというような意味での内容の変更性であれば、彼は、これはこの間の弁明のときに聞きました。この変更は小さなものではない、大きな変更であると、こういう認識でした。したがってそれに対して嵯峨山委員がそれやったら反対せんかいやと、それだけの大きな変更であるならば、当然あれだけの意見を言ったんだから、結論は、従って条例案には反対であるというふうにすべきところをしなかったじゃないかと。どこが一貫してるんだと、見解の、いうのが嵯峨山議員の批判でしたが、僕はそれは正論、正しい批判というふうに思いますね。内容の変更をするなら最後まで嵯峨山委員のいう態度を貫くべきだし、手続の一貫性はもう最初から誤ってる、誤りまくってるんですから。どこを支持するんですか。手続、一貫性、どこを支持するんです。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 手続の一貫性については、パブリックコメント要項の市民の意見に基づいて提案内容を変えた場合には、それを公表しなければいけないというところを誤って解釈してるところは、吉田議員は誤っていると思いますが、もう少し大きな段階として、パブリックコメントが実施された後でそれを修正するということが、本来それが起こらないように準備しておくべ

きだということについては、7月8日の資料、秘書広報課からの資料にもパブリック手続において意見が提出されなかった場合に政策案の修正を拒むものではありませんが、パブリックコメント実施は一般的に当該案件の最終調整局面に行うものであることからすれば、パブリックコメント案の修正を自発的、追加的に行うということは、そもそも制度案が整わないまま実施したものと解されないため、かかる事態が生じないよう事前の周知な審議が行われるべきものと認識しています。そういう認識で吉田議員は言ってますし、僕も同じ認識でいますので、そのことを言ってるんだと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） これはもう終わりましたよね。意見交換も結論も出た問題です。先ほど冒頭でも言いました、当局と議会はこの点で違います。当局は、先ほどの見解は当たり前ですよ。当たり前。議会は違います。つまり会期不継続の原則があります。それから委員会は、委員が変わるという問題があります。したがって、議会がこの間行ったパブコメについては、そうした問題がありますので、委員会都合によって変更せざるを得なかった合理的な理由があったということは、これはもう委員会で確認したんじゃないでしょうか。当局はそのとおりですよ。議会は、例えば、いいですか、6人の委員がそのまま産建委員会として新しい委員会で同じメンバーが継続したとします。その場合はほぼ同じように修正なしで提案されたんじゃないでしょうか。当局と一緒にすかね、その場合。しかし議会は、会期も終わり、委員会が再編され新しい委員が3人参加されました。振出しに戻ってるんですね。したがってそこからの議論は、この条例案自体を提出しないということがあるんです。こんな条例は当局に任せたほうがいいんだよ。議会がやるべきじゃないという意見で提案しないこともあるんです。あるいは内容を大幅に変更してやることもできる。あるいは原案のそのままに提出することもできた。いろんな選択肢はあった。別にあるんですよ。ただ、そういう今回は委員が変わった。そのことによって委員会都合で変更することが起きた。これは委員会の責任でもありませんよ。誰の責任かという、委員会全体の責任ではありますけど吉田議員の責任でしょう、これ。これも前言いました。8月に条例案を出すこと自体は9月しかないんですから、その委員会は。無理なんですよ。ところが、日下委員長は冒頭にそういうことを本人と話したとは言っていましたよ。無理だよ、実態的に。やるなら3月頃から準備しないと9月末には間に合わない。しかしそれは8月に条例提案したことによる日程管理のミスがこういう事態を引き起こしたんですよ。日程管理ミスしたの誰ですか。委員長の責任もあります。けども、基本的な責任は8月にこんなものを提案しようとした吉田議員にあるでしょう。そのことを棚に上げて、自分の責任なんですよ。まず自分がそういうむちやを強いたことを謝ったり謝罪したり、あるいは、にもかかわらずここまでよくやってくれましたというお礼から入るべきべきでしょう、こんなもの。私はそう思いますよ。12月25日の冒頭はお礼から入るべきですよ。それをね、こんな非難から入ると、もうここからね、本当に議員の倫理としてどうなんだ、これを許すのかと。加藤委員は本当に甘く、これをお許しになるわけだから、これを許したら議会終わりですよと思います。彼はありがとうから入るべきだったんです。そう思います。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ありがとうございます。入るべきだったような気もしますが、まず、当局と議会で違うんだという話ですが、朝来市議会にはパブリックコメント要項はございませんので、いろいろ委員会の中で調査してきた結果いろいろと分かったこともあって、パブリックコメントについては、横尾委員おっしゃるとおり、委員が変わったところで新たに見解を変えることも可能だろうということは分かったわけですが、この時点では、そのような議会としてのパブリックコメントがどうあるべきかということについて共通理解も何もない状態でございますので、例えば吉田議員がベテランの議員だといえども、パブリックコメントについて、当局が考えられているような常識的な考え方で意見を述べるということは十分にあり得るのかなというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） これまでの審査会の議論の中で、委員会運営について、これは問題なかったですね。というのは、恐らく審査会で皆さん確認して、委員会の運営については問題なかったよ。前委員が決めた条例についても委員会発議っていうのが大前提で、努力して 12 月議会に委員会発議にまで持っていくに、そういう大きな修正ではなくて軽微な修正であった。そういった内容で委員会発議をしようという努力をしてきたというのも、ここの委員会では反対なく、誰も認めたんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、そういう内容ではなかったですか。そういった内容からすると、今の加藤委員が発言されていること自体が僕はちょっとだんだん内容が変わってきてるのかなというふうに私は聞いておるんですけども、委員長その辺どうなってますか。

○委員長（藤原 正伸君） 委員会運営に問題がなかった点は確認されております。

副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） 委員会のことなんで、私はずっと、いわゆる産建における人間なんで、その辺のことはね、確かに先ほど横尾さんが言われた提案時期、8 月というのはね、本当にそれも性急やったんですね。物すごい急がれているみたいで、それも吉田議員いわく 12 月定例の初日というような日まで切って言うてくるんですよ。それは何でそんな初日じゃないとあかんのかいうような話もしたんですし、その後、委員が変わった後でも委員長のほうから、こういうことを委員会として提案するという話の中で、足立委員の中から、やはりいろんな意見が出るようなことになって、その後きちっと担当課も呼んで協議しました。その結果を出していったって、微妙な違いがある部分については本当に微妙やったと思います、内容的にはね。それで大きな問題も何も起きないということで、ほんならこれでみんな納得して出そうというような形の中で、委員会が私と日下委員長に丸投げしたというような表現になっただけですけども、それはなかったと思います。きちっと論議をする中で、私たちは 6 人で決めて行って、その結果を表に出していったという形であったと思います。さっきからその辺も話に出てるんですけども、ずっとおる人間としたら経過的にはそうです。委員会運営については何も問題なかったと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 先ほど休憩前に横尾委員が問題提起された 1、2、3、4 のこれ、今 1

番です。なので、私としてはここで異論が出る想定をしていなかったんです。申し訳ないけど。いうところですね。

いずれにしても今加藤委員のほうで少数意見及びその反対意見を留保されましたので。加藤委員、できたらちょっと短い文章で意見をまとめていただけますかね。3行ないし5行ぐらい以内に収まる程度に要約していただけると助かります。少数意見、その上の部分についての少数意見ですね。それから、エの部分についての反対意見。

それで、今のが要は結局、これまでの議論が、要はここ、この委員の資質もどうかということについては、これは不適切な発言で、倫理条例違反になりなりますよという議論です。倫理条例が求める品位を保持し、名誉を保つことに反しますよということになる部分でございます。

整理していただきたいのはその次ですね。オですね。同時にということなんですけれども、同時に、またこれらの発言が相手の議員としての社会的評価を不当に損なうものであることは明らかであり、名誉毀損の発言としても倫理規範に違反すると。多数意見はそういう形で結論づけたのかなというふうに思います。今まで明確に聞いておりましたのが、なおこの点については特定の議員を特定した発言がなく、名誉毀損とするには不十分であるとの渕本委員の少数意見がございますと、こういうことだったわけで、ここまでのところで、なので少数意見ないし反対意見は想定をしておりませんでしたので、ちょっと再考というかお示しをいただきたいというふうに思います。

それでちょっと1回、これさっきのまだ一つ目のところだけなんですけれどもね、そのまま進みましょうかね。

二つ目です。2番のところですね。2番のところは、私は手続論の話をしているんですという部分と併せて、先に飛びましたが同じところなんです。それではお話しさせていただきますけれどもという、これの前半部分がパブリックコメントについての話です。ここ全体として検証しております。

アの部分ですね。この批判意見は、パブリックコメントを実施した後に、当初の案文が変更されたことに対して手続上の問題を指摘している。具体的には、市民がパブリックコメントを行った内容が変更されると、市民に対して議会や委員会が不適切である、もしくは勉強不足であるという誤解を与える可能性があるというふうに述べています。また、議会は立法府であり、制定した条例や手続を遵守する義務があるため、パブリックコメントを経ずに内容を大幅に変更することが問題であるという主張になっております。

それから、後半部分ですけれども、またパブリックコメントの実施要綱に従い、実施機関が政策案を修正した場合、その修正内容と理由を公表する義務があり、議会もパブリックコメントを実施している以上、この規定に準じて修正内容と理由の公表が求められること。パブリックコメントを実施したのが議長であり、議会全体がその責任を負っているため、個々の委員の許可や判断ではなく議会としての対応が必要であり、修正手続等には公表義務が伴うと、こういう主張になっております。

この主張の評価ですけれども、しかし本件においては、市民からパブリックコメントの意見はな

く、その後の条例案の変更も、委員会において関係部署との協議を踏まえた軽微なものとの認識であることから、手続は規定に従った正当なものであり、何ら問題はないと審査会でも評価したというふうに思います。それにもかかわらず、こうした手続を承知しながらパブリックコメントを経ずに内容を大幅に変更したような批判意見を議会で主張することは、委員会が例規に違反したかのような誤解を市民に与えるおそれがあり、根拠のない疑惑を生じさせ、委員会の信頼性を損なう不適切な発言と考えられる。全部読んじゃってからでもいいですか。また、「パブリックコメントの実施規程を見れば一目瞭然で、修正を行ったときには公表する義務が理由と内容について説明する義務が発生している」との批判であるが、自身がその直前に「意見により政策等の案を修正したときは、当該修正の内容及びその理由を公表しなければならないと、このように書いているんです」と読み上げているとおり、パブリックコメント手続実施規程第7条第2項は「当該意見により政策等の案を修正したときは」と規定しており、提出された意見に基づかない修正には公表の義務は生じない。これも確認したところですね。

さらに、実際には、産業建設常任委員会で議論されている条例案がパブリックコメントに付されているのであり、議長や議会全体がその内容に関して直接責任を負うというわけではない。委員会で検討される条例案に対しては、委員会の委員が主に関与し、パブリックコメントはあくまで委員会の段階で市民の意見を募集する手続の一環であり、その段階での責任は委員会にある。議会全体の責任として扱われるのは、本会議での採決が行われた後の段階であると理解すべきであり、条例案がパブリックコメントに付される時点では委員会の委員でない議員はその内容に関与しておらず、本会議に上程されるまで議論に参加できないため「議会全体がその責任を負う」という見解は誤解を招く誤った主張である。

したがって、いずれも誤った認識に基づいた批判であり、合理的な根拠に基づかない発言である。かかる発言は建設的な議論の妨げとなるために、厳に慎むべきであると。これが評価だったと思うんですけども、いかがでしょうか。

これがさっきの2番目のところですから、大丈夫ですかね。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、3番目に進みますよ。残っている部分です。松井さんが侮辱だとおっしゃいますけども、これ以降の部分になります。

8ページに行ってください。

この批判が正当な議論の一環として認められるためには、①と同様、具体的根拠に基づいた発言であって、その根拠や第三者から見ても合理的であると認められるものである必要がある。

この批判は、産業建設常任委員会の会議録に松井議員が「条例を改正するかどうかを正副委員長に検討してもらいたい」と提案したことが記録されており、このことについて、議員が条例の改正の可否を正副委員長に全権委任することは許されず、議員個人が自分の採決や発言を他の議員に任せることはできず、条例の改正や削除に関する意見は、各議員が自ら述べるべきであると強調するものです。

しかし実際は、本会議上程前の条例案の軽微な修正について、その内容については委員全員の意思が一致している中で、文言等の調整を正副委員長に預け、そのことに他の委員が同意していることが読み取れ、全権委任との批判は当たらない。委員会全体が軽微な修正に同意し、最終的な文言調整を正副委員長に委ねることは全権委任とは異なり、むしろ委員会全体の合意を尊重した効率的なプロセスである。そのような背景を無視して全権委任だと批判することは、合理的根拠を欠いて、市民に誤解を招く不誠実な発言であり、不適切である。ここは予定どおり入るんですよね。少数意見がね。これが先ほどおっしゃってた、先ほどというか、少数意見とおっしゃってる、委員会発議の足を踏んでないから、この批判は事実であるという形でおっしゃるんですけども、それと同じ内容ですよね。これね、ちょっと総論を飛ばしてここに来てますから、また総論でももう一回見ないといけないんですけども、この時点では名誉毀損とかそんなことは関係ないですからね。よろしいですか。要するに発言自由の下でも許されない発言という範疇での議論をしてますのでね。その範疇であるんですが、ここにも少数意見が入ります。後々見ていただくと、エのところで書いてるんですよ、これは加藤委員は、要は名誉毀損の理屈だろうと、要するに真実性ということをおっしゃってますのでね。名誉毀損に当たらない理由として言われていると。今イで述べた不適切な発言かどうかという範疇ではどうなのでしょう。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 不適切じゃないと思いますよ。事実に基づく発言でありますので。

○委員長（藤原 正伸君） 事実に基づいているから不適切ではないと。その事実というのは何でしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 委員会発議をするに当たっては、委員会で採決を採るという、どこの条文にあるか分からないですけど、そういうルールがあると思いますので、それをしていないということが事実でありますので、形式的にしてないのが事実でありますので、そういう事実です。

○委員長（藤原 正伸君） そのことはどこで議論されてるんでしょうか。そのことがですね、今問題として取り上げているどこで議論がされてるんでしょうか。吉田議員は、全権委任という言い方で、要は自分の意見を表明せずに、あなたが発言してくださいとかにはならない、この辺か。条例を改正するか改正しないかを含めて正副委員長にお願いしますと、このように発言されています。そんなことは議会では許されないんですよ。採決するときには他の議員に私の分の採決してくださいとならないわけです。意見を言うときに、他の議員に私は全権委任しますからあなたが発言してくださいということにはならないわけです。そういうことになるわけですよ。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） その直前の部分の、採決するときにはほかの議員に私の分の採決してくださいとならないわけですよというところを私は見っていますが、おかしいですか。

○委員長（藤原 正伸君） これは、横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 吉田議員がそういうのをそこで述べられていることは全く正しいと私は思

うんですよ。正しいでしょう。そんな勝手に丸投げしちゃ駄目ですよ。当たり前ですよ。それはもうそのとおり。ただし、松井議員の行為はこれとは共通性ありませんよ、違いますよということが大事なので、松井委員の行為をあたかもこういう行為であるかのように吉田議員は言ってるんですよ。吉田議員が言ってることは、私や嵯峨山さん、みんなそりゃそうだよと、そんな丸投げしちゃいけないよと。どの議員だって思いますよ。だから、それで松井議員の行為はこれと一緒になんだよということを言ってるんですよ、ここで。だからそれがおかしいです、違うでしょうと。松井委員のは、今先ほど委員長述べられた内容が事実なんですから。AとBと違うでしょう。あたかもBであるかのように吹聴して、それが東河の人たちに松井さんはBだってってこうなってるわけですよ。違いますよ、Aですよということなんで、そのBを支持したってしようがないです。全員支持しますよ、私も含めて、そのとおり。そんなところが問題じゃない。松井議員の発言がこれに当たるのか、当たらないっていうのが私たちの考えだし、加藤さんも多分そう思うと思う。当たらないんですよ、違うんですよ。

○委員長（藤原 正伸君） まだ考慮の余地がありそうかな。ちょっとでは、ここ。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ちょっと私、久しぶりにこの問題考えるんで、ちょっと記憶が定かではないのかもしれませんが、その前の11月27日の産建委員会ですね。これで、ごめんなさい、失礼、その前の産建委員会、12月14日でしたっけ。12月14日の産建委員会の中で最後に正副院長に任せてよろしいですかと委員長が問うて、結果的にですけど、松井委員が意見を述べられたということについて、そのことを全権委任だというふうに吉田議員は批判しているというふうに捉えておきます。

○委員長（藤原 正伸君） そこで述べられているのは、その条例案の修正についてですよ。条例案の修正、どういうふうに修正するか、その文言をどう調整するのか。そういうことですよね。委員会発議をどうするかという話はないですよ、そこには。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） その辺ちょっと私ごっちゃになってたかもしれないです。なるほど。

○委員長（藤原 正伸君） なのでね、意見留保していただくとしても、そこを整合性を取らないと少数意見にはならないと思うんですよ。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ありがとうございます。今ちょっと貴重な御指摘いただいたので、ちょっとごめんなさい、こんな段階ですけど整理する時間をいただきたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 先ほどと同様、もしあれば3行程度の要約した文章で示していただけると助かります。それが、あれ留保できるかどうかも含めてでよろしいか。そうするとこの結論部分をちょっと反対意見がつくかどうか分からないところですね。

ただ、名誉毀損については、これもですからちょっと再考していただく必要があるかな。結局、採決を怠っている点っていうのは、要するにここの議論には登場してないわけですので。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） エの部分についても併せて整理します。

○委員長（藤原 正伸君） ではちょっと再考していただきたいと思います。

行為者の心情を推測するのは必要なことかもしれないんですけども、前も議論させてもらったとおり、それを絶対的な基準に結論づけることは絶対にできませんのでね。最終的な判断基準はその外に置いていただかないといけないということになるかと思います。

以上を見ていただいたとおり、28号については、今の三つのパート、横尾委員は四つっておっしゃってるのは、多分2番と4番一緒になった感じですかね。ということで、一応用意した報告書案では三つ、論点を三つにして構成して見ておりますので、まずちょっと再考してみてください。ちょっと29号については、これは争いなかったので、1ページほどの報告書ですので、引き続き見ていただいてよろしいか。

確認された事実その評価というところで、これ前出てます。委員会の会議録の確認ですけども、①で、会議録には、「本会議である議員が言いました、今、よふどで学校給食センターと契約栽培する話が進んでるって言って、一般質問中、言ったんです。何かやっとなと僕は分かりました。まさにそうなってますよ、これ。」との発言。及び「よふどの恵がなぜここに入ったか、どういう調整をしたんだって。これに議員かかってたらもう働きかけで、もう一発で政治倫理条例違反で首ですよ。で、それをまた本会議中に言ってるから、その議員は分かてるんですよ、名前。学校給食センターに納入してくれと。よふどのものを納入してくれと、もう既に話ができてるって言って、本会議場で言ってるんですよ。実際こうなっちゃったら、そのときはたわ言で済むかもしれんけど、今度形になっちゃったら、もう蓋然性が高過ぎて、働きかけするとか、だからもうこれ政治倫理条例違反になってると思います。その議員が絶対関与しています。」との発言の記録がございます。これらの発言は、特産物振興事業に関する産業建設常任委員会の所管事務調査において示された農産物販路拡大業務の取組フロー図の中間事業者の位置によふどの恵が記載されていたことに対する批判で、議員が以前に本会議でよふどの恵と学校給食センターの契約栽培に関する話が進んでいると発言しており、その発言が現実のものということとなったことで、その議員が何らかの形で関与しているとの確信を示し、それは政治倫理条例に違反する行為で、厳しい処罰が求められると主張するものでございます。

しかしながら、本会議の会議録に指摘のような発言の記録はなく、また、審査請求対象議員が特に主張する令和2年9月16日予算決算特別委員会文教民生分科会の会議録中にも指摘のような発言は記録されていない。

議員が本会議で特定の発言をしたと断定しながら、その発言が実際に存在せず、事実無根の主張であったわけで、発言者は虚偽の事実を基に他の議員を誹謗中傷したことになる。また、発言者は、他の議員が市と特定の事業者との契約に関与していると主張し、それが議員倫理条例に違反すると指摘している。しかしその主張が事実に基づかない以上、無根拠な告発を行ったことで他の議員の信用を傷つける結果を招いている。本会議中の発言は公的なものでありその影響力は大きい。これ

らの発言は議会内での発言自由の範囲を超え、市民に誤解を与え、議会の信頼性を損なう行為である。以上のことから、発言者の責任が問われるべき行為である。途中、本会議中とありましたが、委員会中ですね。

よろしいでしょうか、29号はこんな形で。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） おおよそこういう内容でいいと思うんですが、先ほど私、吉田議員の弁明に関する評価を申し上げました。特にこの29号に対する弁明はひどいという印象を持ってございます。つまり、自分が本会議で発言した内容がどこに議事録あるか、そういうことを問われております。そのことについて、一切、本人の弁によれば調べてもいないと、弁明の場で述べられたことは、なぜああいう発言したんですか。私の頭の中に記憶にあったから言っただけだと、こういう弁明ですよ。これは許されないでしょう。せめて自分が、本会議で言ったという発言なんですから、せめて自分が本会議で、本当にその発言があったかどうか調べましたという、その結果ありましたとかなかったとか、そういう弁明の場であるべきだと思うんですが、私の記憶の中にあったことを述べただけだと。これが弁明ですよ。これは特記すべき、非常に大きな問題だろうと思うので、これは指摘したもの、弁明がおかしい、弁明になっていない、開き直っている。これは議員として本当にどうなんだということを問われますよ。というようなことは、やっぱり一部付加してもいいのかなと思います。

○委員長（藤原 正伸君） このことで御意見ある方いらっしゃいますか。なければ入れてみますので、またそれを読んでいただいて評価をいただきたいというふうに思います。

それでは、28号、29号とちょっと確認していただいて30号ちょっと確認できませんけれども、その続きでお目通しいただいて、次回御協議いただきたいというふうに思いますのでお願いをいたします。

それとですね、飛ばしました2ページ、2ページに総論を書いております。議会3条1項1号の解釈と運用についてということ。それとあと5条3項の要件に関すること。取り立てて問題はないと思いますけれども、ここもお目通しをいただいて確認をいただきたいというふうに思います。

2ページの下の方に書いてますとおり、この審査会で問題とする発言は、1番で根拠が不明確である発言や事実と異なる発言。そして、2番目に根拠のない悪口を言って相手を傷つける誹謗中傷などの名誉を毀損する発言。さらに皆さんに確認してもらったのは、社会一般にハラスメントとされる行為、発言。そして4番目に意見や批判の発表に必要な限度を超えて必要以上に不快感を与える発言。これは判例の言い回しですけども、これはハラスメントに関して加藤委員が同様な基準をもって評価すべきということをおっしゃっています。議論に出てきたのはこういう発言であると。なぜこういう発言としてここに記述できたかはその前に書いておりますので、これも1回お目通しして、御了解をいただきたいというふうに思ってます。

ここまでで何か御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

なければ、本日御意見いただいた部分の修正をかけるとともに、次回これの残りの部分の確認を

していきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

その他何か委員の皆さんからございますか。大丈夫ですかね。

暫時休憩します。

午前 11 時 57 分休憩

午後 0 時 00 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次回日程なんですけれども、ちょっと今のところ候補日が見つからないので、後ほど調整をしまして皆さんに諮らせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして朝来市議会政治倫理審査会を閉会したいと思います但御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

会議を閉じます。

午後 0 時 00 分閉会
